

平成25年度 資源ごみ分別推進事業

評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け（Plan）						
所管部課名		市民福祉部 環境課		担当者		橋口 堅
根拠法令等		ごみ処理基本計画・廃棄物の処理及び清掃に関する法律ほか				
事業の種類		☒ ソフト事業 ☐ 建設・整備事業		☐ 施設管理 ☐ 内部管理		
政策	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり		施策		ごみ処理の充実	
			小施策		資源ごみの分別収集・リサイクル等の推進	
一体化躍動プラン		地域力再生プロジェクト				
重点施策		防災・生活安全対策及び環境対策の充実による安全なまちづくり				
予算科目等	会計	一般会計				
	款	衛生費	項	清掃費	目	ごみ処理費
	事項	資源ごみ分別推進事業費		細事項	資源ごみ分別推進事業費	
2 事務事業の実施（Do）						
事業の内容	概要	資源ごみの分別収集、ごみの減量化、再資源化の推進を行うもの。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	①市民 ②自治会 ③地区コミュニティ協議会				
	手段（市がどのような活動をするか）	①ごみ収集所設置の補助（自治会） ②リサイクル推進員の設置補助（自治会） ③資源ごみ売り払い収入を地区コミュニティ協議会に還元（地区コミ） ④生ごみ処理機購入補助（市民） ⑤使用済自動車の海上輸送費の補助（甌島地域）				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	ごみの分別、減量化、再資源化の推進のため。				
	事業開始年度	平成16年度				
		指標名	目標値		目標年度	
	活動指標	・広報紙等による啓発活動	自治会長説明会（4月）・広報紙（2月）・衛自連だより（7月、2月）計4回 ※その他HP掲載		平成32年度	
	成果指標	資源率	33.5%		平成32年度	
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	35,319	34,970	38,264	38,264	38,264
	資源ごみ売払収入還元金	20,000	20,000	18,000	18,000	18,000
	リサイクル推進員費	1,112	0	420	420	420
	ごみ教育パンフレット代	504	485	479	479	479
	ごみ減量児童作品コンクール広報用ポスター代	110	105	142	142	142
	補助金	13,593	14,380	19,223	19,223	19,223
	ごみ減量再資源化補助金	12,465	13,464	17,640	17,640	17,640
	リサイクル推進員設置	10,814	10,815	11,250	11,250	11,250
	収集所	1,651	2,649	6,390	6,390	6,390
	生ごみ処理機購入補助金	690	455	925	925	925
	使用済自動車等海上輸送費補助金	438	461	658	658	658
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他	32,547	21,121	21,592	21,592	21,592
	一般財源	2,772	13,849	16,672	16,672	16,672
	要員配置状況	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	職員	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	嘱託員					
	臨時職員等					
	活動実績・計画	4回	4回	4回	4回	4回
	成果指標の推移	14.6%	10.6%	13.5%	16.3%	19.2%
	特筆すべき事項等	○平成24年度から平成25年度の増減要素 ・資源ごみ売払収入還元金△2,000千円…財政運営プログラムによる減、今後も削減が求められている。 ・ごみ減量再資源化補助金（収集所）＋3,741千円…資源ごみの収集所による収集を促進し、収集機材の運搬経費の削減を行うもの。				

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☐ 妥当である ☒ 改善の余地はある ☐ 妥当ではない (上記選択の理由) 地区コミュニティ協議会別資源ごみ収集報償金は、市民の分別意欲増進のために交付しているが、実際に分別作業を行っているのは自治会であるため、自治会の分別意欲増進のため、コミュニティ課所管の自治会運営補助金に加算して自治会に交付できないか協議中である。 リサイクル推進員設置補助も自治会単位の補助であるため、自治会運営補助金に加算して交付し事務の軽減化が図られないか協議中である。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市で実施すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物の減量に関する住民の自主的な活動の促進は市の責務となっている。
効率性	事業費の削減余地 ☒ 削減の余地がある ☐ 削減の余地はない (上記選択の理由) 地区コミュニティ協議会別資源ごみ収集報償金は、自治会の資源ごみ回収に伴う売却収入を主な財源として交付しており、可燃ごみ、不燃ごみを含めたごみ収集経費は約3億円を要しているため、売却収入のごみ収集経費への一部充当できないか検討しているが、報償金を削減すると市民の分別意欲が後退し、また、不法投棄が増加する心配がある。
	要員配置の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) ごみ収集・運搬、減量化、資源化、苦情対応等廃棄物に伴う全般の対応を職員3名、嘱託員1名の中で同事業を対応しており、削減余地はないと考える。
有効性	成果の達成度 ☐ 達成度はかなり高い ☐ 達成度はやや高い ☒ 達成度は低い (上記選択の理由) 資源化率11～13%は、全国平均約20%より低く、75%～80%を実現している市町村もある。
	成果の向上余地 ☐ 余地がかなりある ☒ 余地がある程度ある ☐ 余地はほとんどない (上記選択の理由) 生ごみのリサイクルや食用油等の分別など分別種類の拡大により資源化率が高くなるが、市民に負担となるため市民の理解が必要である。 また、市民への負担増により不法投棄の増加も心配される。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価 (一次)結果	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☒ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 ・地区コミュニティ協議会別資源ごみ収集報償金について、現在地区コミュニティ単位での交付を、市民の分別意欲増進のため自治会（一部地区コミュニティ協議会）への交付に変更する方向で検討する。 ・市民への啓発活動については、衛生自治団体連合会と連携し進めていく。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 ・コミュニティ課と協議・連携を図りながら進める。 ・衛生自治団体連合会と十分協議・連携しながら進める。
外部評価 (二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 効率性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	まとめ（補助金等評価を含む。）

1 資源物の定義

一般家庭で不用となった物品のうち

「古紙類」、「空き缶類」、「空き瓶類」、「ペットボトル」、「プラスチック類」

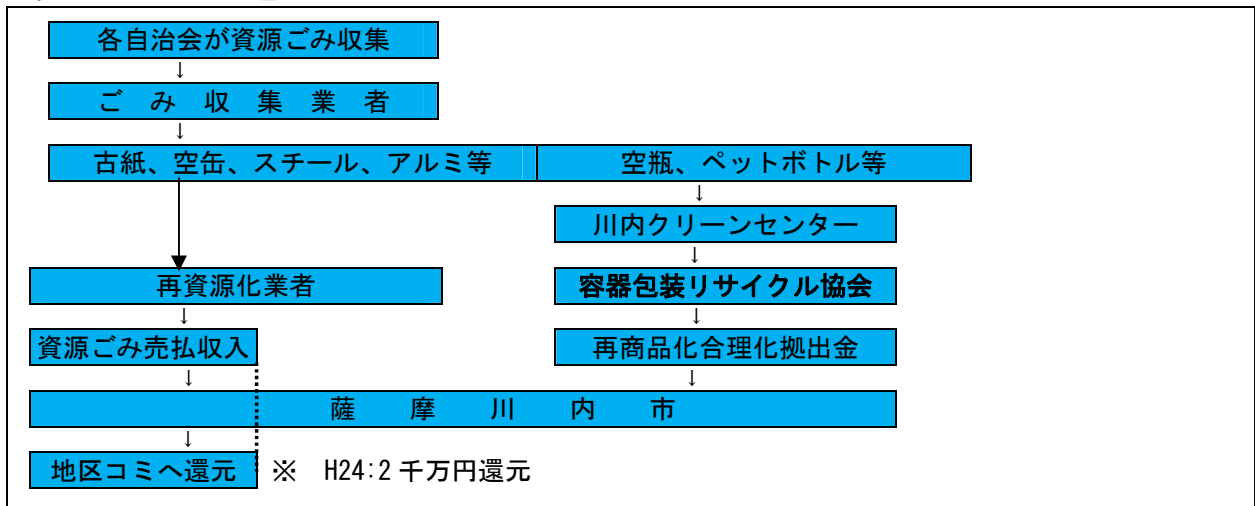
2 ごみの分別について広報紙等での啓発活動

広報薩摩川内2月号でごみ分別の周知。（※参考 衛自連だより 7月、2月）

3 ごみ分別説明会の実施

年度	回数
平成17年度	なし
平成18年度	3回
平成19年度	4回
平成20年度	4回
平成21年度	5回
平成22年度	1回
平成23年度	なし
平成24年度	なし

4 市⇒地区コミへの還元



5 「ごみ教室パンフレット」配布 小学4年生を対象に配付 1, 200部

6 ごみ減量児童作品コンクール

衛生自治団体連合会が、環境フェアの表彰に合わせ、市内の小学4年生に標語とポスター募集。市が入賞者のポスターを作成。

7 リサイクル推進員の設置

(1) 設置の目的…資源ごみ分別の指導・監督、リサイクルステーションの管理他

(2) 自治会に設置した場合の助成（ごみ減量再資源化補助金）

資源物ステーション管理運営補助金として、

設置1人当たり月額1,250円×12月（約750名）＝1,125万円を予算措置

8 リサイクルステーション設置の助成（ごみ減量再資源化補助金）

区 分		内 容	備 考
プレハブ型 資源物 収集施設	設置	1.0 坪～1.5 坪 10 万円限度 1.5 坪～2.0 坪 13 万円限度 2.0 坪～ 15 万円限度	
	移設	経費の 2 分の 1（3 万円限度） 1 施設 1 回、設置補助後 3 年経過後	※補助対象経費 工事請負費、労務費等
プレハブ以外 （可燃等）	設置	経費相当分（5 万円限度）	※補助対象経費 工事請負費、労務費、資材購入費
収集施設の補修		経費の 2 分の 1（3 万円限度）	

9 生ごみ処理機購入の助成（生ごみ処理機購入補助金）

区 分	内 容	備 考
生ごみ処理機、コンポスト、EM菌 生ごみ密封発酵容器	購入した経費の 2 分の 1 （2 万円限度）	本市に住所を有していること 市税等の滞納がないこと。

10 使用済自動車等海上輸送費の助成（使用済自動車等海上輸送費補助金）

使用済自動車等の海上輸送のための船舶運賃、荷役費用の 8 割を（財）自動車リサイクル促進センターが助成

11 その他

（1）公設ごみステーションの設置

収集区域の収集日と同じ午前 7 時～9 時 シルバー人材センターに管理委託

公設ステーション		設置場所
川 内 （3 ケ所）	川内北中校区	鶴峰市営住宅跡地の一部
	川内南中校区	新幹線車両基地近く
	川内中央中校区	川内駅東口エブリワン横
樋脇・入来・東郷・祁答院		樋脇・入来は保健センターに設置。東郷・祁答院は支所に設置。

（2）臨時資源物ステーション開設

毎月第二日曜日、本庁東側駐車場、資源ごみ全品対象 シルバー人材センターに委託

12 衛生自治団体連合会の取り組み

（1）指定ごみ袋の販売 指定ごみ袋指定店 約 300 店

区分	種類	価格	枚数	1 枚当	容量
燃やせるごみ	大	300 円	20 枚	15 円	45ℓ
	中	240 円	20 枚	12 円	20ℓ
	小	200 円	20 枚	10 円	13ℓ
燃やせないごみ	大	200 円	10 枚	20 円	45ℓ
	中	150 円	10 枚	15 円	20ℓ

（2）指定ごみ袋収益金の一部を各地区コミへ交付

指定ごみ袋の利益の一部を環境美化推進事業補助金として還元

平成 24 年度交付 9,000 千円 1 世帯当 229 円で交付

（3）マイバックキャンペーン（ごみ減量キャンペーン）

10 月、市と衛自連共同で無料レジ袋の削減のため、3, 100 個をスーパー等で配布

2 月、生涯学習フェスティバルにて 1, 000 個を配布

平成24年度資源物分別回収事業補助金実績

H25. 5. 21環境課

1 ごみ減量再資源化補助金

(1) リサイクル推進員設置補助金

10,815,000円

(単位:人)

区分	川内	樋脇	入来	東郷	祁答院	里	上甑	下甑	鹿島	計
人数	413	89	72	44	33	5	11	47	7	721

※ 川内地域東大谷自治会が11月分

(2) 収集施設の設置に係る補助金

2,649,000円

① 資源物収集施設設置補助金(プレハブ型)

1,836,900円

(単位:上段 件、下段 円)

区分	川内	樋脇	入来	東郷	祁答院	里	上甑	下甑	鹿島	計
新設	件数 4	5	1	1						11
	金額 900,000	530,000	100,000	130,000						1,660,000
移設	件数 2	1								3
	金額 90,000	30,000								120,000
補修	件数 3	1								4
	金額 26,900	30,000								56,900
計	件数 9	7	1	1						18
	金額 1,016,900	590,000	100,000	130,000						1,836,900

② 可燃、不燃、資源(プレハブ以外)

812,100円

(単位:上段 件、下段 円)

区分	川内	樋脇	入来	東郷	祁答院	里	上甑	下甑	鹿島	計
新設	件数 8	2	1		3					14
	金額 399,500	100,000	50,000		136,000					685,500
補修	件数 2				4		1			7
	金額 54,100				12,500		60,000			126,600
計	件数 10	2	1		7		1			21
	金額 453,600	100,000	50,000		148,500		60,000			812,100

2 生ごみ処理機購入補助金

454,600円

(単位:上段 件、下段 円)

区分	川内	樋脇	入来	東郷	祁答院	里	上甑	下甑	鹿島	計
件数	38	1	6	4				1		50
金額	318,200	20,000	52,100	44,300				20,000		454,600

※ 内訳(コンポスト17件、電気20件、EM13件)

3 使用済自動車等海上輸送費補助金

460,900円

(単位:上段 台、下段 円)

台数	74
金額	460,900

衛自連だより

発行 薩摩川内市衛生自治団体連合会
事務局 薩摩川内市役所環境課内
【ダイレクトインダイヤル 22-8115 の後 2732】

マイバッグでゴミ減量、皆が主人公

10月26日(金)に「九州統一マイバッグキャンペーン」に合わせて、薩摩川内市管内10ヶ所で衛自連の代議員、30名によりエコバッグ1,950枚の配布を行いました。

マイバッグ(エコバッグ)を持参し買い物をすることで、省エネと増え続けるごみの減量化に努めることができます。私達に出来る身近な日常生活から、より良い環境作りに取り組みましょう。



衛自連代議員による研修視察を実施しました。



川内汚泥再生処理センター:研修室



ニシモロ開発株式会社:概要説明

平成24年11月13日(火)~14日(水)の二日間、徳田衛自連会長はじめ37名の代議員で薩摩川内市内の川内汚泥再生処理センター、中越パルプ工業株式会社川内工場、鹿児島市喜入町のJX日鉱日石石油基地株式会社、宮崎県小林市野尻町のニシモロ開発株式会社(管理型最終処分場)などの研修視察を実施しました。

平成24年4月、業務を開始した川内汚泥再生処理センターでは代議員から水処理工程や炭化物の処理方法等、数多くの質疑がなされました。

また、宮崎県小林市のニシモロ開発は、薩摩川内市クリーンセンターから出る焼却灰を契約により搬入している施設であり、埋立後に発生する汚水処理が素晴らしく、処理水を地元農家が稲作に使用しているとの説明には代議員の方からも感嘆の声が聞かれました。

やはり、操業に至るまでは、地元との交渉に時間をかけ両者納得の上で事業を開始したことや、現在も地元の住民と深く関わりを持って、事業を進めているとの説明を熱心に聞いていました。

催し

本年、2月24日(日) 薩摩川内市 サンアリーナで「薩摩川内市生涯学習フェスティバル」が開催されます。衛自連は同第1駐車場のフリーマーケット隣のブースにてエコバッグ、ポケットティッシュ、チラシ等の配布を行います。たくさんのご来場をお待ちしています。

平成24年度 環境美化功労者表彰者

「環境美化功労者表彰」は、毎年各地区コミュニティ協議会から推薦いただきました地域におきまして、環境美化活動などに頑張っていらっしゃる団体及び個人を表彰するものです。

◆地区または団体の部（敬称略）

名 称	役 職	氏 名	コミュニティ協議会名
可 愛 三 輪 会	自 治 会 長	平 瀬 重	可愛地区コミュニティ協議会
ホーブタウン自治会	自 治 会 長	寺 田 一 成	永利地区コミュニティ協議会
麗 自 治 会	自 治 会 長	濱 田 健 蔵	峰山地区コミュニティ協議会
小 野 原 自 治 会	自 治 会 長	竹 隈 良 嗣	榎脇地区コミュニティ協議会

◆個人の部（敬称略）

名 称	自治会名	コミュニティ協議会名
松 下 友 紀	東 郷 通 り	可愛地区コミュニティ協議会
有 村 俊 之	清 水 自 治 会	川内地区コミュニティ協議会
徳 留 孝 道	山 之 口 自 治 会	隈之城地区コミュニティ協議会
京 田 汎	本 通 り 自 治 会	副田地区コミュニティ協議会
山 下 シ ノ ブ	下 自 治 会	西山地区コミュニティ協議会

平成24年度 ごみ減量及び不法投棄防止 児童作品コンクール入賞者（敬称略）

標 語 の 部			ポ ス タ ー の 部		
区 分	氏 名	学 校 名	区 分	氏 名	学 校 名
最優秀賞	竹之内 郁 南	朝 陽 小 学 校	最優秀賞	本 田 征 楠	隈之城小学校
	銀 屋 皓 子	隈之城小学校		吉 留 大 夢	隈之城小学校
	室 田 琉 月	平佐西小学校		時 任 寛 大	平佐西小学校
	大 山 口 響	八 幡 小 学 校		長 野 宙 依	平佐東小学校
	前 田 あいり	育 英 小 学 校		岩 本 知 聖	育 英 小 学 校
	岩 本 優 樹	育 英 小 学 校		廣 瀬 遼 介	育 英 小 学 校
	元 島 希 彩	育 英 小 学 校		中 野 美 羽	手 打 小 学 校
	汐 満 清 志	西 方 小 学 校		小 川 真 治	手 打 小 学 校
	中 尾 優 磨	中 津 小 学 校		三 好 龍 信	長 浜 小 学 校
	小 川 真 治	手 打 小 学 校		小 牧 倫 子	長 浜 小 学 校
優 秀 賞			優 秀 賞		

リサイクル推進やごみの減量化、不法投棄の防止に関するポスター・標語を市内の小学校4年生を対象に資源ごみ、一般ごみの減量化と身の周りの環境について表現してもらいました。

本年もたくさんの児童からポスター、標語の応募をいただき11月7日「ごみ減量等コンクール審査会」を実施しました。その中から選ばれた20名です。

※平成25年2月24日開催（薩摩川内市サンアリーナ）の「薩摩川内市生涯学習フェスティバル」式典会場にて表彰されます。また、同日、ポスター・標語の展示を行いますので是非ご覧ください。

◎衛自連では下記の補助事業を受け付けています。 ※皆様の地域の環境保全活動にご活用ください。

補助事業名	交付対象
清掃ボランティア活動補助	10名以上で構成する市民団体が、清掃ボランティア活動を実施する場合
一般廃棄物の処理に関する先進地等視察研修事業補助	ごみの適正化処理、ごみの減量化、リサイクルに資する施設を有する先進地等の研修視察を行う場合
ごみ収集所用防鳥ネット購入補助	自治会等でごみ収集所用防鳥ネットを購入する場合
民有地不法投棄復旧・防止補助	民有地に不法投棄されたごみの撤去、復旧又は不法投棄防止のための施設を設置する場合
民有地不法投棄家電製品処理活動補助	民有地に不法投棄された家電製品を撤去し、市内の家電取扱店又はクリーンセンターにリサイクルを依頼した場合

ふじかわ

藤川地区コミュニティ協議会

藤川地区は、阿久根市に隣接し東郷町の北側に位置します。

朝夕は横座トンネル開通を機に車の往来が非常に多いところですが。

それにもない空き缶などのポイ捨てが見られ、また観梅時期には一升瓶、ビール缶、さらにはおしめ等あらゆる物が捨ててありました。

県下一周駅伝が藤川地区を通る事になり、これを機に『クリーン作戦』を子ども育成会、役員、その他有志などで実施しています。

幹線道路や市道の清掃は自治会単位で年二回行い、藤川天神のしめ縄づくり、清掃は年2回、少子高齢化の中、地区民いっしょになり清掃活動を行っています。四季折々の花が咲き清らかな田海川があるこの地区を心ないドライバーに汚して欲しくないものです。



クリーン作戦



環境パトロール



クリーン作戦



花いっぱい運動



道路愛護作業

えの 可愛地区コミュニティ協議会

可愛地区コミュニティ協議会では、環境美化推進員が国道3号線を中心に大小路から上川内までのゴミの不法投棄、ゴミ集荷所のパトロールを実施し、ゴミの分別指導や放置してあるゴミ等の収集をしています。

また、啓発活動として、「コミュニティフェスティバル可愛」では、不法投棄物の写真や不法投棄物を展示しています。「薩摩川内はんや祭り」では、コミセンマンとして山車リヤカーを引き、環境美化推進運動を呼びかけています。コミュニティ協議会では、「クリーン作戦」として、川内川花火大会の翌朝、大小路側河川敷、大小路住宅地のゴミ拾いを実施しています。自分たちの住んでいる地域を、自分たちの手で良くしていこうと活動しています。



不法投棄物の展示

コミセンマン参上!



環境美化運動中

“地区民一人ひとりの意識が環境美化に”!



クリーン作戦

本年4月1日から本土全地域のごみ処分が統一 ごみの焼却は川内クリーンセンターに統一されます。

入来・祁答院地域のごみ処分方法等も同じになります。

これまで、入来・祁答院地域のごみについては、さつま町へ委託し処理していましたが、川内クリーンセンターでの受入状況等が整ったことから、4月1日から本土地域のごみを統一処理することになりました。

分別方法などを統一することから、一部地域でごみ出し時間等の変更や、全地域においては資源物（資源ごみを改称）分別の追加や一部の変更がありますのでご注意ください。



○燃やせるごみ・燃やせないごみのごみ出し

指定袋で 収集日の朝 8 時までには収集所へ出してください。収集日は各地区のごみ出しカレンダーでご確認ください。

○粗大ごみの持ち込みは（下記①②③いずれかの方法です。）

- ①粗大ごみについては、自分で川内クリーンセンターへ持ち込めます。
（持ち込む前に川内クリーンセンターへご連絡ください。処理手数料は100Kg毎に300円です。
開場時間は川内クリーンセンターへお問い合わせください。）
- ②粗大ゴミ中継施設へ持ち込めます。
 - ・中継施設の場所：樋脇（婦人の館前）入来・祁答院（各支所）
 - ・開場時間：毎月第2日曜日朝8時から10時
 - ・処理手数料：軽トラック車一台につき500円など持ち込み車両での区分です。
- ③自分で持ち込むことができない場合などは、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。
（市のホームページまたはごみの分別ハンドブックをご覧ください。）

○資源物分別の変更

全域において資源物として、アルカリ乾電池・マンガン乾電池を回収することになったことなど一部が変更となります。詳しくはごみの分別ハンドブックをご覧ください。



○事業者のみなさまへ

地域の家庭ごみの収集所へは出さないでください。（市では事業活動によって生じた一般廃棄物ごみの収集は行っていません。）事業者が川内クリーンセンターで処理できる一般廃棄物を持ち込む場合は、事前に搬入許可証の取得が必要となりますので川内クリーンセンターへお問い合わせください。

甑地域を含むすべてのみなさんへのお願い

生ごみの水切りと堆肥化による減量化をお願いします。

みなさんのご協力によりクリーンセンターでの焼却効率の改善や設備などの延命化が図られます。

なお、市では堆肥化による減量化促進のため生ごみ処理機やコンポスト等の購入経費に対する補助（2分の1補助上限2万円）を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先

本庁環境課廃棄物対策グループ ☎22-8115（内線2731）

川内クリーンセンター ☎30-1117

樋脇支所市民生活課 ☎37-3111

東郷支所市民生活課 ☎42-1111

里支所市民生活課 ☎3-2311

下甑支所市民生活課 ☎7-0311

入来支所市民生活課 ☎44-3111

祁答院支所市民生活課 ☎55-1111

上甑支所市民生活課 ☎2-0001

鹿島支所市民生活課 ☎4-2211

所管部課名	市民福祉部 環境課	担当者	橋口 堅						
事務事業名	資源ごみ分別推進事業								
根拠法令	ごみ処理基本計画・廃棄物の処理及び清掃に関する法律ほか								
補助経過年数	21年以上								
平成25年度 予算額	17,640 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 17,640 千円	その他の内容				
	指標名		目標値		目標年度				
成果指標①	資源化率		33.5%		平成32年度				
成果指標②									
補助対象者	自治会及びこれに準ずる住民自治組織								
補助対象経費	①リサイクル推進員の設置 ②プレハブ型資源ごみ収集施設の新設・移転・補修に要した経費 ③プレハブ型資源ごみ収集施設以外の資源ごみ収集施設及び一般廃棄物収集施設の新設・補修に要した経費								
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他							
事業・活動の内容	①資源ごみ分別の指導・監督及びごみの適正な排出の指導 ②プレハブ型資源ごみ収集施設の新設・移転・補修 ③プレハブ型資源ごみ収集施設以外の資源ごみ収集施設及び一般廃棄物収集施設の新設・補修								
補助金額又は補助率	①リサイクル推進員1名につき月額1,250円×月数(年額15,000円) ②新設 プレハブ型資源ごみ 対象経費相当額 2坪型…15万円、1.5坪型…13万円、1坪型…10万円を上限とする プレハブ型資源ごみ以外の収集施設 対象経費相当額、5万円を上限とする ③移設 プレハブ型資源ごみのみ 対象経費の50%、3万円を上限とする ④補修 対象経費の50% 3万円を上限とする								
補助金額又は補助率の積算方法	合併協議により旧川内市の制度を適用								
過去3カ年の歳入・歳出決算の状況	収入	自己資金	0		0		0		
		会費収入							
		事業収入							
		寄付金・その他助成							
		市補助金							
		(前年度繰越金)							
		計	0		0		0		
		事業費							
		人件費							
		その他事務費							
	支出								
		(翌年度繰越金)							
		計	0		0		0		
		支出計/前年度支出計							
自己資金/前年度自己資金									
翌年度繰越金/市補助金									
成果指標の推移①	11.1%		14.6%		10.6%				
成果指標の推移①									
その他特記すべき事項等	①平成24年度予算において、新規リサイクル推進員に対する研修会謝金、旅費の計上をせず現地研修など研修方法の見直しを検討した。 ②「自治会補助金に統合すべき」との意見をいただき、その方向で検討している。 ③各自治会がふるさとクリーン大作戦への参加、清掃活動等を行っている。 ④HP広報紙等で補助制度の周知を行うほか、リサイクル推進員研修会について衛自連だよりで周知した。 ⑤市民のボランティアが進められている、市が直接実施した場合多額の経費が必要となる。 ⑥全国的にも低い資源率ではあるが、行政が分別を厳しくすると不法投棄が増えるため、啓発により市民の減量化、資源化の意欲向上に努めることが重要である。 ⑦資源ごみ売却収入が直接自治会に届く制度とともに、指定ごみ袋の在り方、ごみの有料化についても検討が必要である。								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	自治会単位で活動していただくことにより、地域において多くの市民の参加でリサイクルの推進や環境美化活動が取り組まれている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	②に該当。 自治会は、積極的に地域のリサイクルの推進や環境美化活動に取り組まれているが、自治会の会費だけでは実施できないので、行政の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	市民の生活環境の保全と地域の環境美化という市民ニーズに合致した目標であり、リサイクル回収やごみの分別指導、不法投棄の対応などボランティアにより多くの市民が活動されている点で効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政が強い指導を行えば不法投棄を増大させる可能性があり、家庭ごみを排出する市民の自主的な活動により、減量化、資源化の効果は大きいと思われる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助額については、自治会の負担が大きくなるように、また、より活用していただくよう適切に設定されているものと認識している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	ボランティアにより積極的に活動していただいている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	自治会は、リサイクルの推進や環境美化活動以外でも地域振興等公益的な活動を行っている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	減量化、資源化の成果達成のためには、当該補助金制度に加え、資源ごみ売り払い収入還元による分別意欲の向上、広報周知活動など様々な取り組みが必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	リサイクル推進員については、名簿を提出させ、ごみ収集所の補助金については、施工前、施工後の写真、領収書等を徴している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（二次）結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □ 休止 □移管 □縮小 □ 休止 □ 廃止
	上記方向の理由 平成23年度のリサイクル率は、14.6%で、本市の平成32年度目標33.5%、全国平均20.4%をまだ大きく下回っている。今後ごみの減量化と資源化を推進するため補助制度は必要である。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 リサイクル推進員の設置やごみ収集施設設置の補助制度により、ごみの減量化・資源化にある程度の効果を果たしてきたが、これ以上の劇的な改善を図るには、小型家電や衣類ほか資源分別の種類を拡大し、収集を促すような制度の構築を検討する必要がある。

○薩摩川内市ごみ減量再資源化補助金交付要綱

平成17年3月31日

告示第134号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、ごみ減量再資源化補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第1条の2 市長は、市内のごみの減量(以下「ごみ減量」という。)及び資源の有効活用(以下「再資源化」という。)を促進し、もって本市の生活環境の衛生的保全及び資源の保護に寄与することを目的に、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 薩摩川内市地区コミュニティ協議会等補助金交付規則(平成17年薩摩川内市規則第38号)第2条第2号に規定する自治会又はこれに準ずる住民自治組織をいう。
- (2) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)をいう。
- (3) 一般廃棄物収集施設 一般廃棄物を収集し、貯留する目的で、薩摩川内市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例(平成16年薩摩川内市条例第163号)第5条第2項に規定する所定の場所に設置するものをいう。
- (4) 資源ごみ 一般家庭で不要となった物品のうち、薩摩川内市一般廃棄物処理実施計画で定められた古紙類、空き缶類、空き瓶類、ペットボトル及びプラスチック類をいう。
- (5) 資源ごみ収集施設 資源ごみを収集し、貯留するために各自治会等に設置する施設で、市長が認めるものをいう。
- (6) リサイクル推進員 自治会等の区域内に居住する者の中から、当該自治会等の長が推薦した者で、次に掲げる職務を居住する自治会等の区域内において行う者をいう。
 - ア 資源ごみの分別の指導及び監督に関すること。
 - イ ごみの適正な排出の指導に関すること。
 - ウ その他ごみ減量及び再資源化を推進するための本市の施策に対する協力に関すること。

(補助金の額等)

第3条 補助金は、次の各号に掲げる事業を実施した場合に交付するものとし、その額は、当該各号に定めるところにより算出して得た額とする。この場合において、当該算出して得た額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) プレハブ型資源ごみ収集施設を設置した場合 当該資源ごみ収集施設の設置に要した経費とする。ただし、当該資源ごみ収集施設のうち、1坪以上1.5坪未満のものにあつては10万円を、1.5坪以上2坪未満のものにあつては13万円を、2坪以上のものにあつては15万円をそれぞれ上限とする。
- (2) プレハブ型資源ごみ収集施設を移設した場合 当該資源ごみ収集施設の移設に要した経費(工事請負費又は市長が適当と認める労務費)に2分の1を乗じて得た額とし、3万円を限度とする。ただし、当該1施設につき1回を限度とし、前号の規定による補助金を受けた自治会等については、その新設をした日から3年を経過した後でなければならない。
- (3) プレハブ型資源ごみ収集施設以外の収集施設を設置した場合 当該施設の新設に要した経費(工事請負費又は市長が適当と認める労務費及び資材購入費)相当額とし、1施設につき5万円を限度とする。
- (4) 収集施設の補修を行った場合 当該施設の補修に要した経費(工事請負費又は市長が適当と認める労務費及び資材購入費)に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、1収集施設につき3万円を限度とする。
- (5) リサイクル推進員を配置した場合 当該推進員を配置した日の属する月から当該年度末までの月数に月額1,250円を乗じて得た額とする。

(事前協議)

第4条 自治会等は、一般廃棄物収集施設及び資源ごみ収集施設(以下「収集施設」という。)を設置しようとするときは、収集施設設置事前協議書(様式第1号)により、あらかじめ市長に協議し、及びその承認を受けなければならない。収集施設の設置箇所、構造等を変更しようとするときも、また同様とする。

(資源ごみの分別)

第5条 自治会等は、資源ごみを資源ごみ収集施設に集積するときは、市長が別に定める資源ごみの分類に従い、当該資源ごみを分別して行うものとする。

(交付申請)

第6条 収集施設の設置に係る補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、ごみ減量再資源化補助金交付申請書(様式第2号)に市長が必要と認める書類を添えて、収集施設を設置した月の翌月から3箇月以内に市長に申請しなければならない。

- 2 補助事業者がリサイクル推進員を設置したときは、ごみ減量再資源化補助金交付申請書(様式第3号)を、リサイクル推進員を設置した月の末日までに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助事業者に対し、ごみ減量再資源化補助金交付決定通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の交付決定を受けた補助事業者は、市長の指示するところにより、当該補助金の交付を請求することができる。

(補助事業者の注意義務等)

第9条 補助事業者は、条例その他の関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって当該事業を実施しなければならない。

- 2 廃棄物収集施設を設置した補助事業者は、当該施設を常に良好な状態で維持管理し、病虫害の発生、汚泥の流出等環境を阻害する事態が生じないように十分注意しなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

(補助金等の返還等)

第11条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又はこの告示に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(成果)

第12条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、資源の再利用及びごみの減量化の促進とする。

(見直しの期間)

第13条 補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第14条 補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、資源ごみ収集施設からの資源ごみ収集量を指標に用いて測定するものとする。

(補助事業者の責務)

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の環境政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
(川内市環境保全対策補助金交付要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 川内市環境保全対策補助金交付要綱(昭和62年川内市告示第29号)
 - (2) 川内市リサイクル活動の実施及びごみ減量再資源化補助金の交付に関する要綱(平成5年川内市告示第27号)
 - (3) 祁答院町資源ごみ回収補助金交付要綱(平成11年祁答院町要綱第3号)

附 則(平成18年2月1日告示第25号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日告示第133号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月25日告示第439号)

- 1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の薩摩川内市ごみ減量再資源化補助金交付要綱第6条第2項の規定により資源ごみの回収活動を実施した者の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

所管部課名	市民福祉部 環境課		担当者	橋口 堅				
事務事業名	資源ごみ分別推進事業							
根拠法令	ごみ処理基本計画・廃棄物の処理及び清掃に関する法律ほか							
補助経過年数	21年以上							
平成25年度 予算額	925 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 925 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	申請者数		年間200件		平成32年度			
成果指標②								
補助対象者	生ごみ処理機器の購入・設置者							
補助対象経費	当該容器又は機器の購入に要した経費							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
事業・活動の内容	家庭ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器の購入経費の一部を補助する。							
補助金額又は補助率	対象経費の50%とし、上限を2万円する（百円未満切捨て）							
補助金額又は補助率の積算方法	合併協議により旧川内市の制度を適用							
過去3年分の 補助を受ける事業（団体）等の 状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
		（前年度繰越金）						
		計	0		0		0	
	支出	事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		（翌年度繰越金）						
		計	0		0		0	
		支出計/前年度支出計						
	自己資金/前年度自己資金							
翌年度繰越金/市補助金								
成果指標の推移①	103件		109件		50件			
成果指標の推移①								
その他特記すべき事項等	①特になし ②特になし ③－ ④制度活用について、市ホームページ、広報紙で周知している。 ⑤制度の周知により市民のごみ減量化の意識啓発に効果がある。 ⑥交付実績は、毎年100件程度であり、さらに申請件数を増やしたい。 ⑦購入された生ごみ処理機が活用されているのか検証する必要がある。個人単位の助成だけではなく、自治会等の共同処理に対する助成制度についても検討する必要がある。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市民ひとりひとりの活動が市全体のごみの減量化につながる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	②に該当。 生ごみ処理機は数万円するものもあり、各家庭で使用するためには、助成が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	市民の生活環境の保全と地域の環境美化という市民ニーズに合致した目標であり、リサイクル回収やごみの分別指導、不法投棄の対応などボランティアにより多くの市民が活動されている点で効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	家庭ごみを排出するのは各ご家庭であり、排出時に分別や生ごみ処理を実施することによりごみの減量化につながる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助額については、ご家庭の負担が大きくなるように、また、より活用していただくよう適切に設定されているものと認識している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	同じ申請者が複数回も購入することは想定されず、広く市民に活用される制度となっている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	生ごみ処理機の活用により、ごみの減量化・資源化の大切さを認識され、様々な機会が生かされることが期待できる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	C	生ごみの回収による資源化も考えられるが、回収経費の増加と、回収に伴う市民の理解と協力が必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	生ごみ処理機は安価なものから数万円するものもあり、2万円の上限設定と50%補助の設定は妥当と考えうる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □ 休止 □移管 □縮小 □ 廃止
	上記方向の理由 平成23年度のリサイクル率は、14.6%で、本市の平成32年度目標33.5%、全国平均20.4%をまだ大きく下回っている。生ごみ処理機器購入補助金の申請件数についても毎年100件程度と停滞している。今後ごみの減量化と資源化を推進するため補助制度は必要である。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 個人単位の助成だけではなく、自治会等の共同処理に対する助成制度を構築し、生成した堆肥を花いっぱいまちづくり推進事業での地域の花壇に活用するなどのしくみを検討したい。

○薩摩川内市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱

平成16年10月12日

告示第66号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、生ごみ処理機器購入補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、生ごみ処理機器(一般家庭に発生した生ごみ、雑草等処理し、堆肥等生成する容器又は機器をいう。以下同じ。)を購入して、設置した者に対し、生活環境の衛生的保全に寄与することを目的として、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる対象者は、次に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本市に住所を有していること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる生ごみ処理機器は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電気式生ごみ処理機
- (2) 手動かくはん式生ごみ処理機
- (3) コンポスト
- (4) EM菌生ごみ密封発酵容器

(補助金の額等)

第5条 補助金は、前条に規定する生ごみ処理機器の購入に要した経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、1容器又は1機器につき2万円を限度とする。この場合において、当該算出して得た額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、生ごみ処理機器購入補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて、当該事業を実施した月の翌月の初日から3箇月以内に、市長に申請しなければ

ばならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めたときは薩摩川内市生ごみ処理機器購入補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助事業者は、決定通知書を受理したときは、市長の指示するところにより、補助金の交付を請求することができる。

(補助事業者の注意義務等)

第9条 補助事業者は、条例その他関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって当該事業を実施しなければならない。

2 生ごみ処理機器を設置した補助事業者は、当該施設を常に良好な状態で維持管理し、病虫害の発生、汚泥の流出等環境を阻害する事態の生じないように十分注意しなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

(補助金等の返還)

第11条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき又はこの要綱に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(成果)

第12条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、資源の再利用及びごみの減量化の促進とする。

(見直しの期間)

第13条 補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第14条 補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、可燃ごみの収集量を指標に

用いて測定するものとする。

(補助事業者の責務)

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の環境政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定める事項のほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の川内市環境保全対策補助金交付要綱(昭和62年川内市告示第29号)、樋脇町環境施設補助金交付要綱(平成15年樋脇町訓令第9号)、入来町環境施設補助金交付要綱(平成元年入来町訓令第2号)、東郷町町民課の所管に係る補助金交付規則(昭和57年東郷町規則第7号)又は祁答院町衛生自治団体事業補助金交付規則(平成8年祁答院町規則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第3条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間における旧樋脇町又は旧入来町の区域に住所を有する者の補助金の額等については、同条中「2万円」とあるのは「2万5千円」とする。

(川内市環境保全対策補助金交付要綱の一部改正)

4 川内市環境保全対策補助金交付要綱(昭和62年川内市告示第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第3条第3号を削る。

第8条第2項中「し、又は生ごみ処理機器を設置」を削る。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式 削除

別記第5号様式中「又は生ごみ処理機器」及び「又は機器」を削る。

(樋脇町環境施設補助金交付要綱の一部改正)

5 樋脇町環境施設補助金交付要綱(平成15年樋脇町訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 この要綱において「ごみステーション」とは、公民会等が設置する家庭から出る一般廃棄物収集施設をいう。

第3条中「次の表に掲げる種類」を「ごみステーション」に改め、「購入又は」を削り、「同表欄」を「次の表」に改め、「表(1)」を削り、同条の表中「

種類
ごみステーション

」及び生ごみ処理機器の項を削る。

別記第1号様式及び第2号様式中「・生ごみ処理機器」を削る。

(入来町環境施設補助金交付要綱の一部改正)

6 入来町環境施設補助金交付要綱(平成元年入来町訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「一般家庭に発生した一般廃棄物及び、厨芥を処理するコンポスト、EM菌生ゴミ密封発酵容器、電気式生ゴミ処理機や」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 補助金は、ゴミステーションを設置した経費を3万円以上要した場合に当該経費に3分の1を乗じて得た額を交付する。ただし、交付金の額は、3万円を限度とする。

様式第1号中「・コンポスト・EM菌生ゴミ密封発酵容器・電気式生ゴミ処理機」を削り、「

ゴミステーション
コンポスト
EM菌生ゴミ密封発酵容器
電気式生ゴミ処理機

」を「

ゴミステーション

」に改める。

様式第2号中「・コンポスト・EM菌生ゴミ密封発酵容器・電気式生ゴミ処理機」を削る。

附 則(平成19年3月28日告示第130号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。